

宇都宮市E V等充電設備導入事業公募型プロポーザル募集要項

1 事業概要等

(1) 事業の名称

宇都宮市E V等充電設備導入事業

(2) 事業の内容

市有施設の駐車場への充電設備の設置及び維持管理等

※ 詳細については、「宇都宮市E V等充電設備導入事業仕様書」のとおり

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会において、事業者を選定する。

(4) 事業期間

各施設において、E V等充電設備を設置した日から起算して10年間とする。

(5) スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和7年3月27日(木)
質問書の提出期限	令和7年4月 2日(水) 午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和7年4月 8日(火)
参加申請書の提出期限	令和7年4月10日(木) 午後5時15分まで
企画提案書の提出期限	令和7年4月16日(水) 午後5時15分まで
プレゼンテーション	令和7年4月22日(火)
審査結果の通知	令和7年4月下旬

(6) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先（参加申請書・質問書・提案書等の提出先）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所12階）

宇都宮市環境部環境創造課カーボンニュートラル推進室事業グループ

電 話：028（632）2418 FAX：028（632）5279

E-mail：u35000510@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、応募時点で以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（法人市民

税及び固定資産税)を滞納していないこと(地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ)。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (6) 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加申請書」(様式第1号)とともに以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・参加申請書(様式第1号)
- ・履歴事項全部証明書(原本)
- ・納税証明書(国税)
- ・納税証明書(宇都宮市税)※本市に本社か事業所がある場合のみ
- ・会社概要(パンフレット等)
- ・直前2年分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書の写し)

イ 提出期限

令和7年4月10日(木)午後5時15分まで(厳守)

ウ 提出方法

持参または、書留郵便にて送付すること。

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る。評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

ア 提出書類

質問書(様式第2号)

イ 提出期限

令和7年4月2日(水)午後5時15分まで(厳守)

ウ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

エ 回答方法

令和7年4月8日(火)に宇都宮市ホームページにて公開する。なお、回答内容は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書の作成

(1) 企画提案書（任意様式）

以下のア～オを盛り込み、作成すること。

ア 事業実施体制

事業の実施体制を明示し、本事業を実施するにあたり実施体制が有利である点を示すこと。（責任者の氏名・役職，従事者の役割分担，従事者数，現在担当している案件数，内・外部の協力体制，他の民間企業等との連携など）

イ 事業実績

事業に従事する者のこれまでの実績，本事業に係る能力，資格等及び組織の実績として類似事業の実績（事業名・事業の概要・成果）を記載し，実績が本事業の成果に対し，有利になる点を提示すること。

ウ 実施方針・スケジュール

本市の状況，仕様書の内容を踏まえ，本事業の実施に当たっての基本方針や留意する視点，事業スケジュールなどについて記載すること。

エ 企画提案内容

① 充電設備の設置

・ 設置費用

各施設における設置費用，積算内訳を記載すること。（今後供用開始予定の2施設は除く。）

・ 基数及び口数

補助金の採択要件や，利用ニーズ等を踏まえて提案すること。

・ 設備の仕様

規格や性能について提案をすること。（短時間で充電できる出力の高い機器等）

② 維持管理

適切な維持管理方法について提案すること。（利用時間の案内の仕方や問合せ対応等）

③ 利用料金

利用しやすい低廉な料金設定，対応可能な決済方法について提案すること。

④ 運用データの提供

提供可能なデータの内容や種類等について提案すること。（1回当たりの利用時間や利用者属性等）

⑤ その他の提案

その他，自主的に取り組む内容について提案すること。なお，提案内容の実施にかかる費用については，事業者の負担とする。

⑥ 地域経済貢献

市外業者（市内に本社，本店，支店，営業所等を有しない者）であって，本市が指定した主たる部分に該当しない業務を他の業者に請け負わせようとするときは，できる限り市内に本社を有する業者（以下，「市内業者」という。）から選定するよう努め，その内容について提案すること。

オ 提案書概要

別紙「提案書概要」(様式第3号)を用いて、提案書の概要について記載すること。

(2) 提出書類の規格

- ・ 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること。
- ・ 概念図などがある場合には、A3判折込みも可とする。
- ・ 添付書類についても、可能な限りA4判規格に揃えること。
- ・ 企画提案については、A4版両面20枚程度で作成すること。

(3) 提案のための費用負担

提案に係る費用(提案書の作成に要する費用、旅費など)は、全て事業者の負担とする。

(4) 提案の辞退

参加申請書の提出後、辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届(任意様式)を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(5) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

エ 表現の方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

5 企画提案書の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提出

ア 提出期限

令和7年4月16日(水)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)

イ 提出方法

企画提案書は11部及びデータ形式で提出すること。提出する提案は1案とし、持参又は書留郵便にて提出することとし、それ以外の方法による提出は認めない。データは、電子メールにより提出すること。

(2) 提案のプレゼンテーション

ア 日時及び場所

令和7年4月22日(火) ※時間及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。

イ 説明者

本事業遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

ウ 説明時間等

1者あたり持ち時間20分（説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない）

エ 説明資料等

提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、本市で用意したものを使用する。（パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。）

オ その他

参加者が多い場合には、別の日にプレゼンテーションをお願いすることがある。

6 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 提案プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (5) その他「本要項」の諸条件に違反した場合

7 評価の観点

評価については、以下の観点により総合的に行う。（合計：100点）

評価項目	配点
(1) 事業実施体制	15点
(2) 財務状況	
(3) 事業実績	
(4) 実施方針・スケジュール	10点
(5) 充電設備の設置	65点
(6) 維持管理	
(7) 利用料金	
(8) 運用データの提供	
(9) その他の提案	
(10) プレゼンテーション	5点
(11) 地域経済貢献度	5点

8 審査方法等

- (1) 提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした者及び次点の者を選定す

る。

- (2) 審査結果については、令和7年4月下旬に参加者に書面で通知する。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。